

静岡県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成28年5月16日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,919
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 480,743
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 19,639	富士市 68,558	掛川市 31,000
伊東市 20,369	富士宮市 36,185	袋井市・森町 27,679
熱海市 11,232	静岡市葵区 70,749	磐田市 44,832
伊豆市 9,270	静岡市駿河区 57,443	浜松市中区 63,574
伊豆の国市 13,702	静岡市清水区 67,111	浜松市東区 34,155
函南町 10,568	焼津市 37,972	浜松市西区 29,685
三島市 30,298	藤枝市 39,606	浜松市南区 27,206
清水町・長泉町 19,437	牧之原市・吉田町 20,393	浜松市北区 25,369
裾野市 14,148	島田市・川根本町 29,491	浜松市浜北区 25,503
御殿場市・小山町 28,693	御前崎市 8,980	浜松市天竜区 9,057
沼津市 55,284	菊川市 12,285	湖西市 15,852